

「介護者家族の会」のお知らせ

在宅で介護されている人、今後の家族介護に不安がある人、介護について興味がある人など、どんな人でも参加できます。

開催日時(毎月第2水曜日) 午後1時30分～3時			
4月8日	(水)	10月14日	(水)
5月13日	(水)	11月11日	(水)
6月10日	(水)	12月9日	(水)
7月8日	(水)	1月13日	(水)
8月12日	(水)	2月10日	(水)
9月9日	(水)	3月10日	(水)

アドバイザー 吉野 立氏
「認知症の人と家族の会」鳥取県支部代表

会場 ちえの森ちづ図書館 ティーンズコーナー

【問合せ先】福祉課 智頭町地域包括支援センター ☎75-6007

物忘れ相談のお知らせ

最近もの忘れが気になる、家族のことが心配...そんなお悩みありませんか?気軽に相談ください。

令和8年度 相談日			
4月6日	(月)	10月5日	(月)
5月7日	(木)	11月5日	(木)
6月5日	(金)	12月7日	(月)
7月6日	(月)	1月5日	(火)
8月5日	(水)	2月5日	(金)
9月7日	(月)	3月5日	(金)

※相談日以外で希望される場合は相談ください。

受付時間 午前9時～11時30分

場所 ほのぼの1階相談室

【問合せ先】福祉課 智頭町地域包括支援センター ☎75-6007

地域通貨「杉小判」の配布

食料品等の物価高騰により影響を受けた町内生活者の負担軽減を図るとともに、地元商店街の活性化、緊急経済対策として、地域通貨「杉小判」を全町民(令和8年1月16日時点を基準)に配布しています。使用期限は6月30日までとなっていますので、必ず期限内の使用をお願いします。

この事業には、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が充当されています。



【問合せ先】役場山村再生課 ☎75-3117

「林野火災注意報」・「林野火災警報」の運用を開始します!

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受け、一定の気象条件に達した場合に林野火災の実効性を高めることを目的として、火災予防条例を改正し「林野火災注意報」・「林野火災警報」の運用を3月31日から開始します。

林野火災注意報

林野火災の予防上、注意を要する気象状況になったときに「林野火災注意報」を発令します。「林野火災注意報」が発令された場合は、**火入れ、たき火等の火を使用する行為を行わないよう努めなければなりません。(努力義務)**

林野火災警報

林野火災の予防上、危険と認めるときに「林野火災警報」を発令します。「林野火災警報」が発令された場合は、**火入れ、たき火等の火を使用する行為を行ってはけません。(罰則のある義務)**火の使用制限に従わない場合は、30万円以下の罰金または拘留が科されることがあります。

火の使用制限区域

林野火災注意報および林野火災警報の対象となる区域は、鳥取県東部管内(鳥取市・岩美町・八頭町・智頭町・若桜町)全域です。

制限される行為とは?

- ①山林、原野等において火入れをしないこと
- ②煙火を消費しないこと
- ③屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- ④屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと
- ⑤山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと
- ⑥残火(たばこの吸殻を含む)、取灰又は火粉を始末すること

【問合せ先】	消防局予防課	(0857)23-2460
	岩美消防署	(0857)73-0119
	鳥取消防署	(0857)29-6894
	八頭消防署	(0858)85-1211
	湖山消防署	(0857)31-0119
	気高消防署	(0857)82-2211

協会けんぽ鳥取支部加入者の皆さまへ

令和8年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率についてお知らせします。

全国健康保険協会(協会けんぽ)鳥取支部の健康保険料率に変更となります。介護保険料率(全国一律)も変更となります。また令和8年4月分(5月納付分)から子ども・子育て支援金制度が新設されます。

皆さまの理解をお願い申し上げます。

- 40歳から64歳までの人(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率と子ども・子育て支援金率に介護保険料率が加わります。
- 賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

健康保険料率	介護保険料率
令和8年2月分(3月納付分)まで	令和8年2月分(3月納付分)まで
9.93%	1.59%
令和8年3月分(4月納付分)まで	令和8年3月分(4月納付分)まで
9.86%	1.62%
子ども・子育て支援金率	
新設	
令和8年4月分(5月納付分)まで	
0.23%	



【問合せ先】協会けんぽ鳥取支部 企画総務グループ ☎0857-25-0050(音声案内④)

お知らせ

実在する通信販売サイトを装った「偽サイト」に注意ください!

会社名やロゴ、商品画像などを無断で転用し、実在する通信販売サイトを模倣した「偽サイト」に注意ください。



SNSやインターネット上の広告から誘導された「偽サイト」で商品を購入すると、正規の商品が届かないばかりか、入力した個人情報やクレジットカード情報を搾取され、他の犯罪に悪用されるケースもあります。「偽サイト」による被害を防ぐために次の点を確認し、少しでも怪しいと感じたら注文しないことが重要です。

こんなサイトには要注意!

- 公式通信販売サイトのURLであるか
- 商品価格が極端に安くないか
- 連絡先(電話番号、メールアドレスなど)が表示されているか
- 支払方法が銀行振込みのみなど限定されていないか
- 不自然な日本語表記はないか

「偽サイト」のトラブルに遭ったと気がいたら、素早い対処が重要です。お早めに智頭町消費生活相談窓口にご相談ください。

毎週水曜日、午前9時から午後4時まで、総合センター相談室で消費生活相談を行っています。

また、電話での相談も受け付けています。相談室は個室で、秘密は必ず守られますので安心して利用ください。

問合せ先

智頭町消費生活相談窓口

☎71-0059 / 平日午前9時～午後4時

※面談は毎週水曜日、総合センター相談室にて実施しています。